本市業務のうち公権力の行使に該当する業務について

- 1 公権力の行使に該当する業務の考え方 本市では、以下のいずれかに該当する業務は公権力の行使に該当する業務 としている。
 - ・ 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
 - (例) 都市計画法による開発行為に係る許可 社会福祉法による社会福祉法人の認可,指導及び監督
 - ・ 市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
 - (例) 市民税や国民健康保険料の賦課徴収 建築基準法による違反建築物等に対する措置に関すること
 - ・ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - (例) 市民税や国民健康保険料の滞納処分 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院に 関すること
 - その他公権力の行使に該当する業務
 - (例) 都市計画決定 京都市補助金等の交付等に関する条例に基づく補助金の交付 決定等に関すること
- 公権力の行使に該当する業務の割合
 26%*
 - ※ 京都市事務分掌規則及び京都市区役所事務分掌規則などの各事業所の事務分掌 が規定された規則に記載されている業務を母数とし、そのうちの公権力の行使に 該当する業務の割合